

廃棄物処理のリスク管理体制の確立強化のために！



1.

はじめに

◎適正処理とは何か

廃棄物処理法では、「第二条」、「第三条」をはじめとして、多数の条項において「適正な処理」、「適正処理」の用語が頻繁に使用されている。

この言葉は何の行為を指示しているのか。何を禁止するのか？

◎これこそ廃棄物処理法の目的そのものです。

すなわち、廃棄物処理法の存在目的は「生活環境保全上の重大な支障発生防止の体制を確立するため」にあります。

過去に「生活環境保全上の重大な支障」が発生した事例を紹介します。

実際に発生のリスク事例を問題提起し、その対策を皆様とともに考えたい。



2. 廃棄物と廃棄物の定義

① 廃棄物とは、占有者が自ら利用し(なくなつて不要になつた物)、又は他人に有償で譲渡できないために不要となつた物をいう。

② 総合判断説が基本的な定説となる。判断要素=下記5項目

- ・性状、・排出状況、・取り扱い形態、
- ・取引価額の有無、・占有者の意思

判断に恣意性要素あり、曖昧な事が問題。客観的基準が決まらない。

③ 廃棄物の特例的扱い（廃棄物由来だが、廃棄物の扱い緩和、例外）

- ・車ら物（金属くず、古紙類、古布繊維類、ガラス瓶）
- ・下取り回収品（メーカー、販売店が販売時に回収する場合）
- ・法令による除外品

海上における漁業活動による発生の不要物、放射能で汚染された廃棄物（別法規制取締り）、土地造成に伴い発生する土砂等、気体（液体、固体物以外）



3. 廃棄物の分類

・ 廃棄物の大きな分類

①産業廃棄物 と 特別管理産業廃棄物

②一般廃棄物 と 特別管理一般廃棄物

・「一般廃棄物」とは 産業廃棄物 以外の廃棄物、二種類に分類される

①事業系一般廃棄物 ②家庭系一般廃棄物

・「産業廃棄物」は、廃棄物の中の20種類に特定している。

①あらゆる事業活動から発生した物（12品目）

・燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、ゴムくず、廃プラスチック類

・金属くず、鉱さい、がれき類、ばいじん、ガラス・コンクリ・陶磁器くず

②特定の事業活動に伴い発生した物（7品目）

・紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、動物死体、動物ふん尿、動物系固体物



4. 排出事業者責任

①排出事業者責任とは、廃棄物処理法の根底理念

- ・廃棄物の適正処理する責任は排出事業者にある。
- ・廃棄物を処理する場合は、まず委託基準の遵守が法律で定められている。

②委託基準

- ・廃棄物処理の委託は、事前に書面で契約を締結。許可業者に委託
- ・契約は収集運搬、処分それぞれ個別契約が必要。最終処分確認義務

③許可制度

- ・産廃、一廃も、各々許可が必要。無許可の営業は法令上は禁止、罰則有り。
- ・都道府県単位で許可が出され、名義貸し、再委託は厳しく取締まる制度有り。

④欠格要件制度

- ・欠格要件に該当の場合、国内の廃棄物関連の全許可が取消し処分となる。
- ・特に厳しいのは、役員等(大株主も)の欠格要件の範囲と適用関係です。



5. 産廃の許可制度

①対象者:当該許可を受けた法人又は当該法人の役員、監査役など

- ・役員には5%以上の株主を含む、・多額の債権を所有する者等を含む
- ・当該法人の事实上支配力を有する者(顧問、参与、名称を問わず)

②欠格要件: 次の項目に該当する場合 (一部省略)

- ・成年被後見人、被保佐人、破産者(自己破産を含む)で復権なし
- ・国内法(廃掃法以外)で禁固以上の刑を受けて5年を経過しない者
- ・廃掃法、浄化槽法、その他生活環境保全目的法令の処分、暴対法に違反し、又は刑法(傷害・現場助勢・暴行・凶器準備集合・脅迫・背任)の罪を犯し、罰金刑に処せられて、5年を経過しない者。
- ・重大な廃掃法違反による許可取消の日から5年を未経過のもの【法人、個人】
- ・聴聞通知の日の前60日以内に当該法人の役員で5年を未経過の者を含む。
- ・暴力団員、又は暴力団員でなくなった日から5年を未経過の者。

注意:欠格要件は連座制有り。欠格要件の会社に在籍の役員も欠格要件該当者です。



6課題①

「coco壱番屋」のビーフカツ横流し事件



経過:

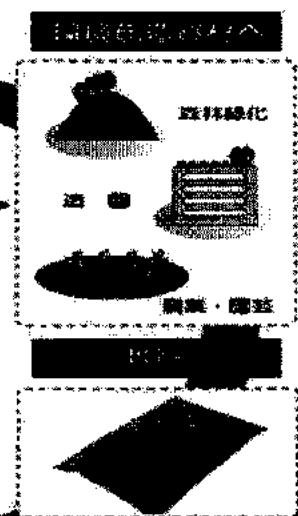
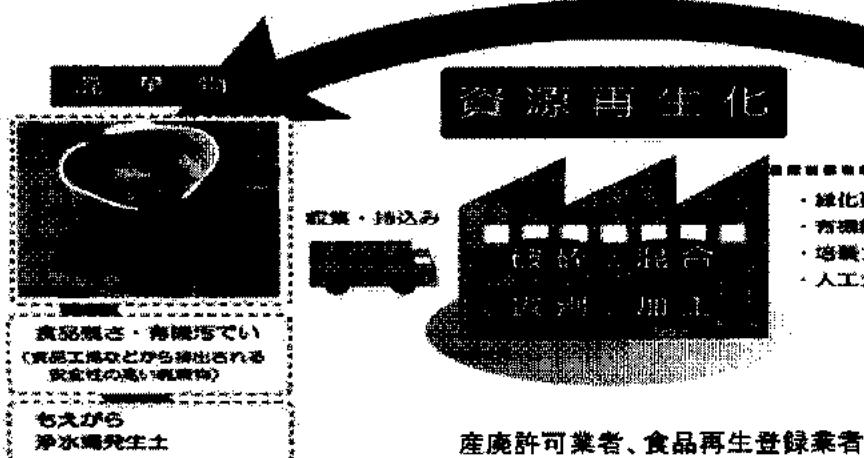
- Coco壱番屋は、廃棄用のビーフカツを産廃業者『ダイコー』に処理委託
- 「ダイコー」は廃食品類等を堆肥化処理の産廃許可業者、食品再生登録業者。
- 堆肥化処理とは、食品リサイクル法の適用有り。コンポスト、有機肥料化等
- 『みのリフーズ』への横流し転売は、産廃委託契約書の処理契約違反

問題点

- 廃棄物の施設処理を前提した処理基準違反、マニ伝の虚偽記載に該当
- 排出事業者「壱番屋」は、廃棄物の最終処分確認義務に違反、廃棄物管理の処理責任有り。あわせて、食品衛生法上の管理責任に重大な違反。
- 背景には、ダイコーの受入処理費が相場より安く、転売を前提とした処理の仕組みが想定される。COCO壱番屋に最大の責任がある。被害者は消費者。



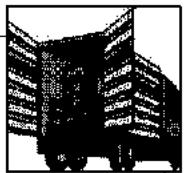
6.課題②



7 課 題 (2) インフラの引越しがもたらす問題

生活環境上の重大な支障の発生事例 1

- ・ A病院の引越し時に、大手のB運送業者が引っ越し業務を受託した。
- ・ 新病院への引越し運搬物とは別に、引越しに伴う膨大な廃棄物が発生
- ・ 大量、かつ品目も多く、また性状も液体、汚泥、固体などに多岐にわたる。
- ・ これは日常の医療廃棄物とは根本的に異なる廃棄物で有り対策必要。
- ・ 長期保管物がまとめて処分されたり、有害性のある廃棄物(PCB,アスベスト、水銀、原油系)なども一部には含まれていた。
- ・ 診療診察のメモ、患者のカルテ、診断書写し、レントゲンフィルム、保険証のコピーなども多数含まれ、無許可の山林に散乱投棄されていた。



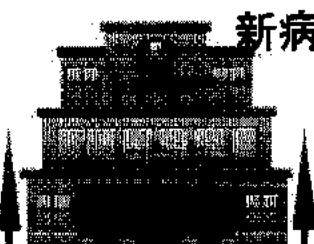
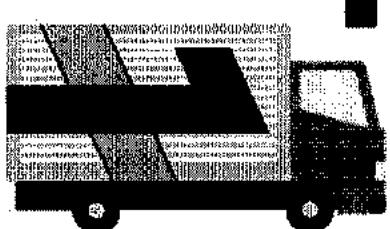
結果： B運送業者は、廃棄物処理法の行政処分を受けた。(警告書)

◎ 事業所の引越し時において、事前計画、マニュアルは有るか？



7 課 題 (2)

A病院



不法投棄発覚！

8.課題⑤ 公用廃棄物の適切な処理と監視の実態調査

利根川の、DOWAハイテックによる利根川水質汚染事件

- ・水質汚染のDOWAハイテックにて処理が出来ない廃液を、無害化処理不能の高崎金属工業に委託した。
- ・自社でも焼却施設を保持しており、自社処理せずに中和処理以外は処理不能の他社に委託した。
- ・浄水場にて有害物質ホルモアルデヒドが発生し操業停止となつた。
- ・千葉、埼玉、東京では一時は給水停止となつた。約35万世帯
- ・数億円近い損害賠償請求として裁判になつた。
- ・廃液含有の成分が、浄水場の塩素と化学反応して有害物質[ホルモアルデヒド]に変化した。飲料水としては有害のため、操業停止となる。

◎事業所から発生の特別管理産廃の委託対策は十分、万全か？
廃棄物データーシートは活用されているか？

テーマ：「廃棄物処理のリスク管理体制の確立強化のために」



8.課題⑤ 公用廃棄物の適切な処理と監視の実態調査

【NNNN】

〔DOWAハイテック〕

埼玉・本庄市

「DOWAハイテック」が群馬県内の産廃業者に
処理を委託した廃液に含まれていながら—

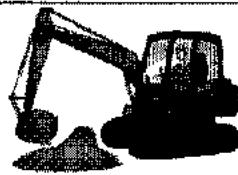
テーマ：「生活環境上の重大な支障発生防止の体制確立のために」



9.課題⑤ 汚水の

東京築地の卸売市場の移転先：豊洲地区の土壤汚染

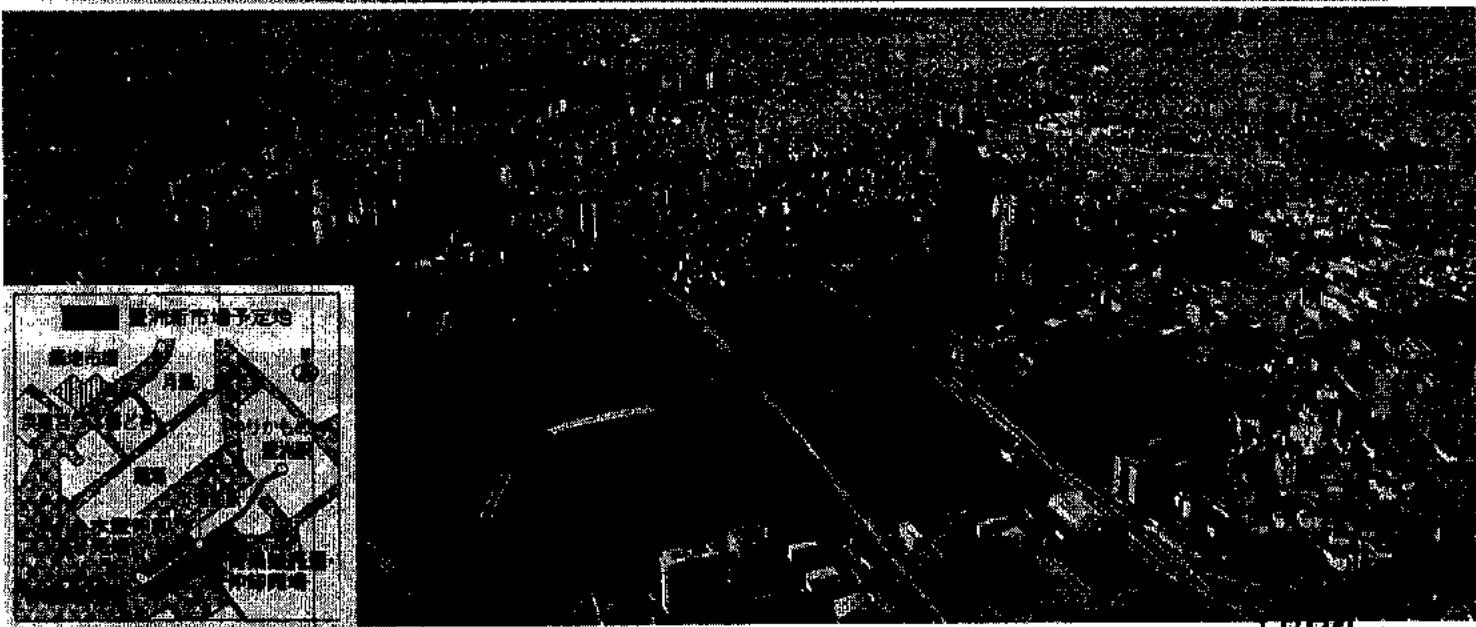
- ・豊洲地区では、新卸売り市場建設の環境調査にて、土壤に有機溶剤系汚染物質の基準値を超える数値が測定された。
 - ・発がん性のある溶剤系[トリクロロエチレンなど]であり、食品を取り扱う市場としては食品衛生上、都民の健康上の大きな問題となった。
 - ・汚染原因は、過去に東京ガスのガス製造工場が立地していた。石炭からガスを製造の過程で有機溶剤系廃油が生成され、漏れ、浸透し、土壤に蓄積したか？
 - ・土地造成用に持ち込まれた残土に有害物質が多量に含まれていたか？
- ◎廃棄物の保管時又は移送時に、飛散、流出により、汚水堤等が地下浸透する事故の発生防止対策には十分かつ万全の体制を。
- ◎廃棄物の保管基準には、飛散流出防止、地下浸透禁止の規定有り。



テーマ：「廃棄物処理のリスク管理体制の確立強化のために」



9.課題⑥ 市場



テーマ：「廃棄物処理のリスク管理体制の確立強化のために」



10.課題⑦既設の建物解体工事における環境対策

◎焼却施設の撤去、解体に伴う有害廃棄物対策は

- ・東京をはじめ全国的に、各種の再開発事業が展開されている。
- ・旧の建物には、PCB廃棄物、アスベスト(廃石綿等)、が残存している可能性が大きい。

事例：東京都中央区銀座5丁目の再開発事業

- ・松坂屋百貨店の建物解体に伴い多くの問題点が発生した。
- ・併設の旧焼却炉から、PCB、ダイオキシン類が発見され洗浄した。
- ・建物内部からは、アスベスト系の廃棄物が多量に発生した。
- ・変圧器、トランス、コンデンサーなどPCB含有の物も処理した。

◎建替え、改築時には、周辺の環境対策、作業者の安全対策のため 有害物質の全面的かつ徹底した事前調査と環境上の対策が必要

テーマ：「廃棄物処理のリスク管理体制の確立強化のために」



10.課題⑦既設の建物解体工事における環境対策



東京都中央区 銀座 松坂屋ビル 解体工事

11課 題⑥ 廃棄物処理のリスク管理体制の確立強化のための取組

①-1 木製パレットを自社内にて焼却処分をしたケース

- ・廃棄物の自己処理は法令違反ではないが、処理基準違反になります。
- ・廃棄物は焼却設備を用いない焼却行為は禁止されています。
- ・廃棄物処理法第25条違反、罰則として1000万以下の罰金です。
- ・まとめた段階で処理業者に処理を委託されたほうが正解です。



①-2 自社の敷地内に廃棄物を埋立処分をしたケース

- ・平成3年の法廃棄物処理法成立までは、自己処理として許可不要の扱い有り。
- ・改正で、埋立が小規模でも、処理施設設置許可必要
- ・全国には、法改正前の設置許可不要の届出の自己埋立場が存在
- ・土壤汚染、水質汚染の原因となるため規制が厳しくなっている。
- ・現在は、自己の敷地でも廃棄物埋立行為は禁止で法違反となる。



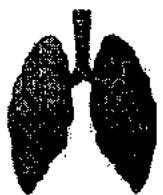
テーマ：「廃棄物処理のリスク管理体制の確立強化のために」



12.課 題⑥ 廃棄物処理のリスク管理体制の確立強化のための取組

②石綿含有産業廃棄物について

- ・石綿含有産廃(スレート板、サイディング、Pタイル等)は、何故他の廃棄物と混載してはダメなのか？
- ・アスペストは、肺に吸収された場合に発癌性が認知された結果、破碎せず、飛散させずに処分施設に直送が処理基準として定められた。
- ・石綿含有建材は、家屋、事務所、建物などに大量に使用してきた。
- ・防火用、耐火用の有効な建材であり、使用を指導してきた物質。



◎廃棄物として発生した場合の対応方法は？

- ・安易に破碎したり、再生碎石として路盤材・埋立材に使用しないこと。
- ・発見されたら、全量を掘削して回収する責任がかかるため要注意です。
- ・処理コストがかかっても、破碎せずに埋立処分ルートで処理する。



テーマ：「廃棄物処理のリスク管理体制の確立強化のために」

13.課題 ◎廃水銀等の収集運搬基準の強化について

- 1.特別管理産業廃棄物に新たに「廃水銀等」が指定され、次の処理基準が定められた。
 - ①廃水銀等の運搬基準の強化、②廃水銀等の処理基準は硫化固型化後に埋立。
- 2.水銀使用製品産業廃棄物の処理基準が追加された。
 - ①製品は破碎せず運搬、②水銀回収後に処分(硫化固型化後に埋立)
- 3.実施日
 - ①特管物の指定と、その収集運搬・保管基準は、平成28年4月1日～【今年から】
 - ②廃水銀等の硫化・固型化基準、及び処理基準は、平成29年10月1日～
- 4.対象となる廃水銀等
 - ①発生施設を特定(・水銀回収施設、・水銀使用製品製造施設、・水銀を媒体とする測定機器を有する施設、・国または地方公共団体の試験研究機関、・大学及びその試験研究機関など)
 - ②「水銀等」が含まれている産廃を特定
- 5.処分・再生の方法
水銀精製後に硫化設備にて硫化水銀を生成。硫化水銀を固型化して埋立

テーマ：「廃棄物処理のリスク管理体制の確立強化のために」



14.課題 ◎廃水銀等の収集運搬基準の強化について

◎廃水銀等を特別管理産業廃棄物として収集運搬する場合

- ①特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可申請が必要であること。
- ②許可品目は、個別列挙により指定されていること。

◎廃水銀等の収集運搬基準

- ①特別管理産業廃棄物にかかる一般的な収集運搬基準の遵守
- ②運搬容器に収納して収集、又は運搬すること
- ③運搬容器は、密閉できること。その他構造基準を遵守すること。
- ④容器の構造基準(収納しやすいこと及び損傷しにくいこと。)

◎廃水銀等の保管基準

- ①容器に入れて密閉すること。当該廃棄物の飛散、流出又は揮発の防止のために必要な措置を講ずること、
- ②高温にさらされないために必要な措置を講ずること。
- ③腐食の防止のために必要な措置を講ずること。



テーマ：「廃棄物処理のリスク管理体制の確立強化のために」

15. 課題①

① 廃棄物処理法に準拠した社内手引き類の定期的見直し。

- ・ 廃棄物処理法 第3条第1項「事業者は、事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任に置いて適正に処理をしなければならない」
- ・ 法令では、廃棄物処理の責任は排出事業者にあると明確に規定してる。

② 不法投棄事件が発生した場合

- ・ 廃棄物の中には、必ず多くの証拠品が残されている。
手紙、納品書、封筒、案内状、注文書、ヘルメット、製品番号



③ 不法投棄をする業者は、経営難、倒産寸前、資金力が無い。

- ・ 処理業者に代わり排出者事業者に原状回復の措置命令が出る場合有り。



④ 該当する事業者・企業は社会的信用を失墜、多額の支払義務発生

- ・ 一部上場の企業も例外でない。会社は経営的に窮地に立たされる。
- ・ 企業として説明責任、弁明報告を求められる。知らなかつたでは済まされない。

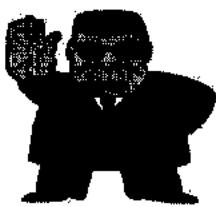


テーマ：「廃棄物処理のリスク管理体制の確立強化のために」

16. 課題②

産廃Gメンであった経験からの留意事項

- ① 廃棄物には排出者、発生者の痕跡が何か残っている場合が多い。
製造番号、伝票、封筒、礼状等、ヘルメット、カレンダー、作業工程表
- ② 委託処理業者が、作業を全て現場に任せて、チェックしていない場合、マニフェスト伝票も無い、委託契約書も不備、処理先を確認できない。
- ③ 疑問点があれば、行政に対応の基準を相談し参考にする。
- ④ 空き地、駐車場に廃棄物が山積みされていれば不法投棄の扱いになる。
- ⑤ 一次又は二次処理を訪問し、施設又は処理の確認をする。[努力義務]
- ⑥ 処理業者の許可内容を項目別に再点検する。
許可品目、積換え保管、許可車両、処分方法、許可期限など
- ⑦ 相違等疑問点があれば、直ちに処理業者に指摘する必要有り。
⇒変更届、変更許可申請を。違反部分は早急な改善を要請する。
⇒見逃したりせずに、時には措置内容報告書を行政に提出を！



「廃棄物処理のリスク管理体制の確立強化のために」

